

仕 様 書

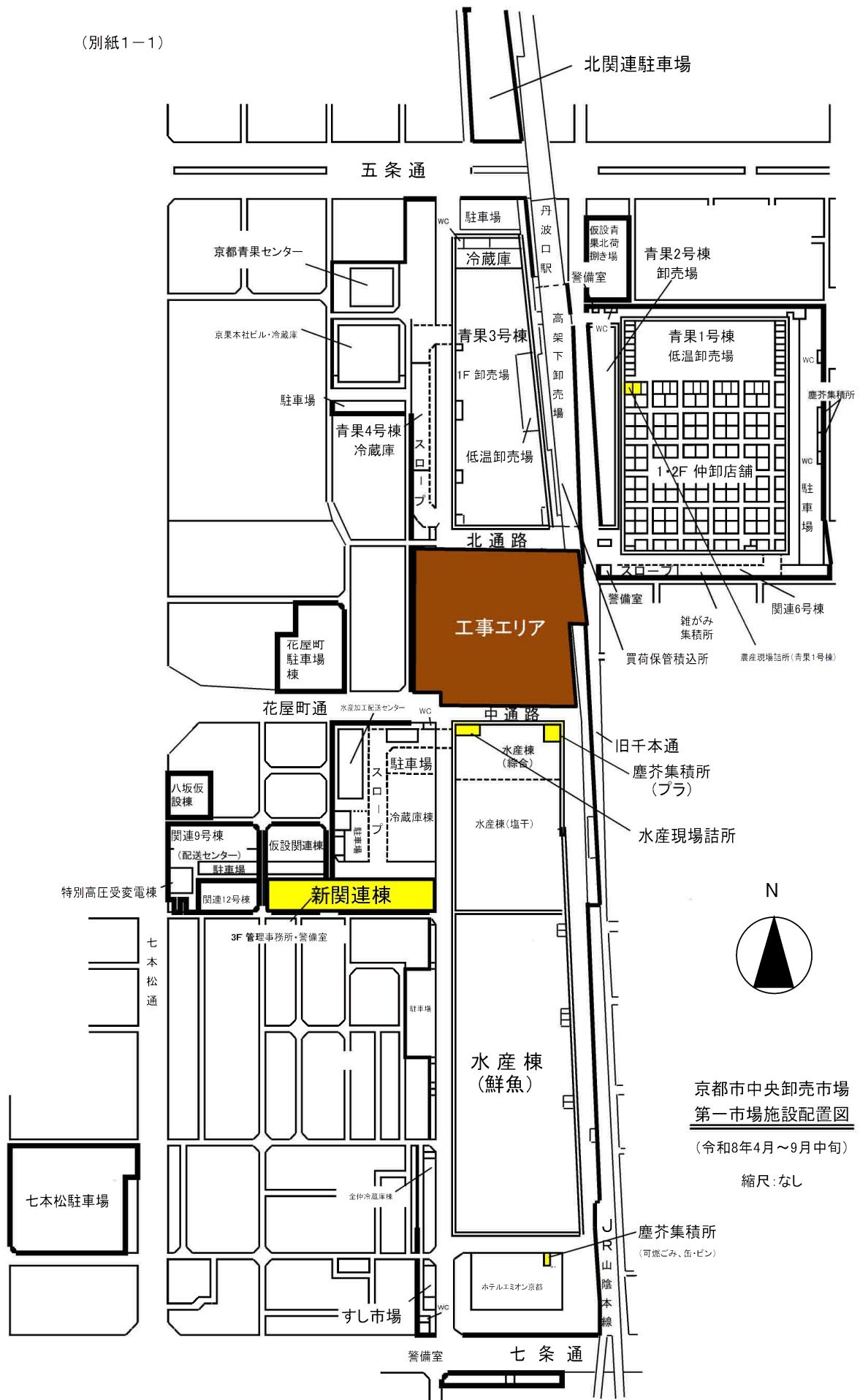
中央卸売市場第一市場
(担当：河添、塩見 電話：311-6251)

件 名	京都市中央卸売市場第一市場 管理事務所等清掃業務
契 約 期 間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契 約 条 件	1 総則 (1) 本業務の対象場所は、別紙配置図（別紙1－1及び1－2）に掲げる京都市中央卸売市場第一市場の各施設及び場所である。 (2) 本業務は、京都市契約事務規則及び関係法令に違反せず、本仕様書に基づき施行するものとする。 (3) 本仕様書に疑義がある場合は、京都市（以下「本市」という。）の指示に従うこと (4) 本業務の施行に関しては、盗難防止、施設器材の保全に留意し、損傷及び損害を与えたときは受託者の負担により原状復旧することとする。 (5) 本業務の受託者がその実施に関して本市の指示に従わないときは、市長は、業務の中止を命ずることができる。 (6) 本業務に使用する光熱水費については、本市が負担することとする。 (7) 本業務に使用する器具、資材及び消耗品については、受託者が負担することとする。ただし、ごみ袋及びトイレトペーパーについては、本市が負担する。 (8) 本業務は、箇所により毎日行う業務（以下「毎日清掃」という。）と一定周期に一度行う定期清掃業務に分けるものとする。 毎日清掃については、土曜日、日曜日、「国民の休日に関する法律」に規定する休日及び令和8年12月29日から令和9年1月3日（以下「休日」という。）を除き、行うものとする。 また、定期清掃については、箇所により業務頻度を2種類に分け、行うものとする。実施日程については、本市と受託者が協議の上、決定することとし、決定事項を文書にて本市に通知するものとする。 (9) 各業務終了後、報告書（別紙2～別紙4）の提出とともに報告し、履行の確認を受けることとする。そのうち、半年に1度の業務については、休日に行うこととし、作業報告書の提出は、翌日午前10時までとする。翌日が休日である場合は、翌開場日に行うこととする。 (10) 本業務に従事する者については、所定の作業着及び名札を着用させるとともに、現場責任者の氏名を本市に報告することとする。 (11) 本業務に従事する者は、作業中に知り得た秘密について他に漏らしてはならない。漏らした場合、本市は、業務の中止を命ずるとともに、当該契約に関して生じた損害の賠償請求をすることができる。また、契約終了後も同様とする。 (12) 本仕様書記載の業務以外の業務が必要となった場合、別途契約する。 (13) 今年度の受託業者は、次年度の受託業者に当該年度の業務内容等を適正に引き継ぐこと (14) 受託者は、履行状況を証する資料を保管し正確な状況を把握し、本市の支払が完了するまでの間は、それらの挙証資料を保管すること。また、本市が当該挙証資料の提出を求めた場合は応じること 2 清掃内容 (1) 毎日清掃（14時から17時までに実施すること） ア 掃除機等を使用し地面、床面の砂、ほこり等を掃きとること イ 扉、さん、手すり、書棚類は、ちりを払うこと ウ くず入れ、シュレッダーの内容物を廃棄すること

	エ ごみは指定場所へ搬出すること オ 便所の床については、水で濡らしたモップ等で清掃すること。便所の 大、小便器の内部を洗剤で洗浄すること。ただし、自動洗浄機について は、水洗いせず雑巾でほこり、よごれを落とすこと。鏡及び洗面所周辺 等も洗剤を用いて清掃すること カ その他汚れが目立つ箇所及び本市が指示した箇所を清掃すること <清掃箇所> 管理事務所 (場長室、総括参事室、事務室、サーバー室、会議室(1～3)、課会 議室、男子更衣室、女子更衣室、休憩室、廊下(3階及び4階)、エレ ベーター、男子便所、女子便所、手洗室、湯沸室、屋内階段(2階から 4階まで)、屋外階段) (2) 定期清掃 ア 月1回(原則、休場日の水曜日) ① 階段及び手すりの砂、ほこり、くず等を掃きとること ② 床面は掃除機等を使用して清掃すること ③ 各部において特に汚れた部分は洗剤を用いて洗浄すること ④ 壁面のほこり、すす等を払い洗浄すること ⑤ 窓のある部屋については、窓拭きをすること ⑥ 机のある部屋については、机を拭くこと ※実施日については、本市と受託者で協議のうえ、あらかじめ決定 することとする。 <清掃箇所> ・農産現場詰所(青果1号棟) ・農産現場詰所(新青果棟) ※令和8年9月中旬以降のみ ・水産現場詰所 イ 年2回(6月、12月)(原則、開場日の土曜日。10時から16時 までに実施すること) ① 床面を掃除機等により清掃し、別紙5の床仕上げ材に対応したワッ クス仕上げをする。 ② 各部において特に汚れた部分は洗剤を用いて洗浄する。 ③ 壁面のほこり、すす等を払い、洗浄すること。 ※実施日及び作業時間については、本市と受託者で協議のうえ、 あらかじめ決定することとする。ただし、①及び②については、 13時以降に実施することとする。 <清掃箇所> ・管理事務所(12時以降に実施すること) (統括参事室、事務室、サーバー室、会議室(1～3)、課会議室、 男子更衣室、女子更衣室、休憩室、廊下(3階及び4階)、手洗室、 湯沸室、屋内階段(2階から4階まで)、エレベーター) ・警備室(新関連棟) ・農産現場詰所(青果1号棟)(10時から12時までに実施すること) ・農産現場詰所(新青果棟)(10時から12時までに実施すること) ※令和8年12月のみ ・水産現場詰所(10時から12時までに実施すること) ④ 空調機の吹き出し口は洗剤を用いて洗浄する。 <清掃箇所及び空調機設置台数> ・管理事務所 - 場長室 1台 - 統括参事室 1台 - 事務室 8台 - サーバー室 1台 - 会議室(1～3) 6台 - 課会議室 1台 - 庶務倉庫 1台
--	---

	業務倉庫 1 台 技術倉庫 1 台 倉庫 3・4 2 台 備品庫 1 台 男子更衣室 1 台 女子更衣室 1 台 休憩室 1 台 手洗室 1 台 ・警備室（新関連棟） 2 台 ・農産現場詰所（青果 1 号棟） 5 台 ・農産現場詰所（新青果棟） 2 台 ・水産現場詰所 5 台 ⑤ ガラス及び蛍光灯のすべてを、洗剤を用いて洗浄する。 ※蛍光灯が設置されているのは農産現場詰所（青果 1 号棟）のみ ⑥ ブラインド及び換気設備の吸い込み口及び吹き出し口のほこり、 汚れ等を、洗剤を用いて洗浄する。 <清掃箇所> ・管理事務所 （場長室、総括参事室、事務室、サーバー室、会議室（1～3）、課 会議室、庶務倉庫、業務倉庫、技術倉庫、倉庫（1～4）、備品庫、 男子更衣室、女子更衣室、休憩室、廊下（3 階及び 4 階）、男子便所、 女子便所、手洗室、湯沸室） ・警備室（新関連棟） ・農産現場詰所（青果 1 号棟） ・農産現場詰所（新青果棟） ・水産現場詰所 3 対象箇所の面積及び床仕上げ材 別紙 5 のとおり 4 その他 本仕様書に記載のない事項に関しては、本市と受託者が誠意を持って協 議し決定することとし、協議が調わないときは本市の認定するところによ る。
--	--

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。



京都市中央卸売市場
第一市場施設配置図

(令和8年4月～9月中旬)

縮尺: なし

[illegible]

(令和8年9月中旬～)

縮尺:なし

(別紙2)

清 掃 報 告 書 (毎 日)

令和 年 月 分

業 者 名

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
場長室																															
統括参事室																															
事務室																															
サーバー室																															
会議室1																															
会議室2																															
会議室3																															
課会議室																															
男子更衣室																															
女子更衣室																															
休憩室																															
廊下(3階及び4階)																															
男子便所(3階及び4階)																															
女子便所(3階及び4階)																															
手洗室																															
湯沸室																															
屋内階段(2階から4階まで)																															
屋外階段																															
エレベーター																															
作業者名サイン																															

(清掃内容)

ア 掃除機等を使用し地面、床面の砂、ほこり等を掃きとること

イ 扉、さん、手すり、書棚類は、ちりを払うこと

ウ くず入れ、シュレッダーの内容物を廃棄すること

エ ごみは指定場所へ搬出すること

オ 便所の床については、水で濡らしたモップ等で清掃すること。便所の大、小便器の内部を洗剤で洗浄すること。ただし、自動洗浄機については、水洗いせず雑巾でほこり、よごれを落とすこと。鏡及び洗面所周辺等も洗剤を用いて清掃すること

カ その他汚れの目立つ箇所及び本市が指示した箇所を清掃すること

清掃報告書(月1回)

作業者 _____

場 所	清 掃 内 容			
	(階段及び手すり) 砂、ほこり、くず等を掃く	(床) 掃除機で清掃	(各部で汚れのひどい所) 洗剤で清拭	(壁) ほこり、すす等払い、清拭
農産現場詰所(青果1号棟)				
農産現場詰所(新青果棟) ※令和8年9月中旬以降のみ				
水産現場詰所				

清掃報告書(年2回)

作業者

清 掃 内 容 場 所		(床) 掃除機で清掃、ワックス仕上 げ	(各部で汚れのひどい所) 洗剤で清拭	(壁) ほこり、すす等払い、清拭	(空調機) 吹き出し口は洗剤で清拭	(ガラス及び蛍光灯) 全て洗剤で清拭	(ブラインド及び換気扇) ほこり等を洗剤で清拭
新関連棟 (3階及び4階)	場長室						
	統括参事室						
	事務室						
	サーバー室						
	会議室1						
	会議室2						
	会議室3						
	課会議室						
	庶務倉庫						
	業務倉庫						
	技術倉庫						
	倉庫1						
	倉庫2						
	倉庫3						
	倉庫4						
	備品庫						
	男子更衣室						
	女子更衣室						
	休憩室						
	廊下(3階及び4階)						
	男子便所(3階及び4階)						
	女子便所(3階及び4階)						
	手洗室						
	湯沸室						
	屋内階段(2階から4階まで)						
	エレベーター						
	警備室						
農産現場詰所(青果1号棟)							
農産現場詰所(新青果棟) ※令和8年12月のみ							
水産現場詰所							